

2019年8月26日 全10頁

リスクアペタイト・フレームワークの現状

「地方銀行・第二地方銀行」、RAFの導入を奨励され続ける見込み

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2008年の金融危機から10年以上が経過し、一連の金融規制導入によるリスクの「抑制」の段階から、資本効率の向上や収益（リターン）の最大化を企図したリスク「テイク」に主眼を移すべき時期に差し掛かっている。
- そのことを物語るかのように、2019年6月28日、金融庁は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表している（同日適用開始）。
- 同改正では、金融庁による「監督指針」において、「リスクアペタイト・フレームワーク」（RAF）という用語が初めて明記されている。
- その重要性にかんがみ、本稿では、RAFの背景をまとめたうえで、本邦におけるRAFの現状（2019年3月末時点）を調査した。
- その結果、業態別にみた、RAFの導入割合及びROE（平均）の双方において、「地方銀行・第二地方銀行」が最も低いという結果が得られた。
- このことから、「地方銀行・第二地方銀行」が、当局によるモニタリングに際して、RAFの導入を奨励され続けるであろうことは想像に難くない。

1. はじめに

2019年6月28日、金融庁は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表している（同日適用開始）¹。

本改正では、「II-2-3 持続可能な収益性と将来にわたる健全性」が新設され、「たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニ

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190628-4.html>)。

タリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある」²旨謳われている。

そして、整備すべき、「継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢」³の一例として、「リスクアペタイト・フレームワーク」が挙げられている⁴。

金融庁による「監督指針」において、「リスクアペタイト・フレームワーク」という用語が使われたのは、今回の改正が初めてである。その重要性にかんがみ、本稿では、「リスクアペタイト・フレームワーク」の背景をまとめたい。本邦における「リスクアペタイト・フレームワーク」の現状（2019年3月末時点）を調査することとしたい。

2. リスクアペタイト・フレームワークの背景

(1) 「リスクアペタイト・フレームワーク」とは

「リスクアペタイト・フレームワーク」(RAF: Risk Appetite Framework) は、銀行のコーポレート・ガバナンス強化の議論の一環として提唱された概念である。わが国ではここ数年の間に注目度を上げつつあるものの、多くの人にとっては馴染みのない概念であろうことから、ここで簡単に紹介したい。

まず、「リスクアペタイト」とは、「自社のビジネスモデルの個別性を踏まえたうえで、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量」⁵をいう。

そして、「リスクアペタイト・フレームワーク」(以下、“RAF”という。)とは、こうしたリスクアペタイトを「資本配分や収益最大化を含むリスクテイク方針全般に関する社内の共通言語として用いる経営管理の枠組み」⁶をいう。

これらの定義からわかるとおり、RAFは、単なる「リスク管理」とは異なり、リスクの抑制のみに傾いた概念ではなく、必要に応じて適切な範囲でリスクテイクを行う旨を奨励するものである。

(2) 国際的な議論

金融危機以後、RAFに言及したレポート等は多数あるが、本稿では、とりわけ重要と考える二

² 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190628-4/02.pdf>) より引用。

³ 脚注2参照。

⁴ 具体的には、「主な着眼点」として、「経営戦略・計画の策定・実行に当たって、銀行の実情に応じ、例えば、収益性や健全性等に係る定量的指標、管理会計その他の財務・経営分析、リスクアペタイト・フレームワーク等の経営管理の枠組み等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか。」という形で言及されている。

⁵ 金融庁「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」(2019年3月) (<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190329-5/01.pdf>) より引用。

⁶ 脚注5参照。

つの報告書に言及するにとどめたい。

一つは、金融安定理事会（FSB）が2013年11月18日に公表した、「実効的なリスクアペタイト・フレームワークの諸原則」（Principles for An Effective Risk Appetite Framework）⁷（以下、「FSB 諸原則」という。）である。

FSB 諸原則によると、RAF の策定及びその“Risk Appetite Statement”（以下、“RAS”という。）としての文書化は、代表取締役（CEO）、最高財務責任者（CFO）、そして独立性があり、取締役会へのアクセス権限を有する「最高リスク責任者」（CRO: Chief Risk Officer）の協働で行われる。それを承認するのは、取締役会である。そして、RAF（及びRAS）は、ストレステストを通じたレビューが想定されている。

FSB 諸原則の目的は、一義的にはシステム上重要な金融機関（SIFIs: Systemically Important Financial Institutions）の監督強化にある。もっとも、FSB は、FSB 諸原則が SIFIs 以外の金融機関（保険会社、証券会社等のノンバンクを含む。）の監督強化にも資するものとしており、これらの金融機関に適用する場合は、監督当局により、その活動の特性、規模、複雑性に応じた調整がなされることを想定している。

いま一つは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が2015年7月8日に公表した、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（Corporate governance principles for banks）⁸（以下、「BCBS 諸原則」という。）である。

BCBS 諸原則は、一義的には銀行のガバナンス全般の強化を企図したものであるが、FSB 諸原則と併せて解することにより、RAF の基礎となる要素が全て網羅された内容となっている。

まず、RAF の効果的な運用の大前提として、リスクガバナンスに関する「三つの防衛線」の考え方を示している。これは、業務執行部門を「第一の防衛線」、CRO を擁する内部管理部門（例：リスクマネジメント部、コンプライアンス部）を「第二の防衛線」、独立の内部監査部門を「第三の防衛線」として、各部門間で相互協力的にリスクガバナンスをするという考え方である。

そして、取締役会の中に、過半数を占める社外取締役の一人が委員長を務める「リスク委員会」を設置し、RAF（RAS）の妥当性を検証し、取締役会に助言・提言する役割を与えることとしている。すなわち、事実上、「第二の防衛線」を指揮する機能を有することになる。

さらに、取締役会の中に、社外取締役のみで構成される「監査委員会」を設置し、「第三の防衛線」である内部監査部門を監督する役割を与えることとしている。

(3) 本邦における議論

ここでは、金融庁による RAF への言及を、想定する対象としての「主要行他」と「地方銀行・

⁷ FSB ウェブサイト参照 (https://www.fsb.org/2013/11/r_131118/)。

⁸ BCBS ウェブサイト参照 (<https://www.bis.org/press/p150708.htm>)。

第二地方銀行」とに分けて、時系列に整理する（図表 1）。

図表 1 金融庁による RAF への言及

	主要行他	地方銀行・第二地方銀行
2013年9月6日 「平成 25 事務年度主要行等向け監督方針」	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「大規模で複雑な業務を行う金融グループ、特に多様なリスク特性を持った金融機関が含まれる金融グループ」を想定 ✓ グループガバナンスの強化の観点から、RAF の構築に向け、適切な取組みが進められているかについて確認する旨 	-
2014年9月11日 「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「特に G-SIBs 等」^(注 1) について、RAF を構築し、経営方針の策定や収益管理等の決定に活用しているか、検証する旨 ✓ 「国際的に活動し大規模で複雑な業務を行う証券会社グループ等」について、RAF の構築とその経営方針の策定や収益管理等の決定への活用を進めるよう促す旨 	-
2015年9月18日 「平成 27 事務年度金融行政方針」	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「特に、3メガバンクグループや大規模証券会社グループ等」を想定 ✓ ストレス時の金融仲介機能の十分な発揮がより重要であることを踏まえ、RAF の構築を通じ、経営レベルでのリスクガバナンスの強化を図っているかを検証する旨 	-
2018年3月13日 「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」（主要行）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ RAF において、業種集中に対する社外取締役の牽制・監視や経営上の把握が期待される旨 	-
2018年4月24日 「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」（主要行）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役会で RAF を議論する場合は、事前説明を十分行うことなどにより、社外取締役にもしっかりと理解いただくことが必要と考える旨 	-
2018年5月22日 「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」（主要行）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 厳しい収益環境にあって、各行においては、RAF を活用したリスクガバナンス態勢の構築に取り組んでいると承知している旨 ✓ リスクテイクの計画値であるリスクアペタイトの設定において、損失限度額やリスクアセットの額といった従来のリスク管理指標を重視して採用したため、リターンを意識した議論にはつながらなかった旨 ✓ これを踏まえ、リスクアペタイトの指標として、営業純益や ROE など、収益指標を設定し、どのようにリスク・リターンを意識した運営とするか、議論を深めている事例が見られた旨 ✓ リスクテイクの計画値であるはずの 	-

	<p>リスクアペタイトが、リスクの上限として意識された結果、計画値に達するまでの十分なリスクテイクが行われなかった旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ これを踏まえ、リスクテイクの目標水準と上限値を区別したり、リスクアペタイトの上限だけでなく下限を設けたりする等の工夫が見られた旨 ✓ RAF の運営が実効性を伴ったツールとして活用されるよう、各行と議論を継続していく旨 	
2018年6月13日・14日 「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」(全国地方銀行協会・第二地方銀行協会)	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域銀行においては、将来に亘って健全性を維持し、地域経済に対して金融仲介機能を継続的に発揮していくことが重要である旨 ✓ そのためには、取締役会等において、経営理念に則したリスクテイク領域と、経営体力やリスクコントロール能力に則したリスクテイク上限を明確に定め、その範囲内でリスクテイクしていく必要がある旨 ✓ そのための枠組みとして RAF の活用等が考えられ、そのうえで、中長期的な視野に立った経営戦略を策定することになると考えている旨
2018年7月13日 「平成29事務年度 地域銀行モニタリング結果とりまとめ」	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域銀行においては、経営環境が急激に悪化した場合でも地域に対して金融仲介機能を継続的に発揮できるよう、リスクが顕在化した場合でも耐久できる自己資本を維持しておくことはもとより、リスクテイクを経営体力やリスクコントロール能力に見合う範囲に収めておくことが重要である旨 ✓ そのためには、取締役会等において、RAF の活用を含め、経営理念に則したリスクテイク領域と、経営体力やリスクコントロール能力に則したリスクテイク上限を明確に定め、その範囲内でリスクテイクしていくことが必要である旨
2018年7月18日・19日 「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」(全国地方銀行協会・第二地方銀行協会)	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有価証券運用については、過大なリスクテイクは個別金融機関のみならず、連鎖的に金融システム全体に対する信認低下をもたらす懸念があることから、RAF の活用を含めたリスクガバナンスの発揮が重要であること等を提言した旨
2018年8月3日 「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」(主要行)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重点的にモニタリングを行っていききたい事項の一つに、「持続可能なビジネスモデルの構築に向けたガバナンスの発揮」がある旨 ✓ 上記については、RAF の経営での活用等について対話を深めていく旨 	-
2018年9月12日・13日 「業界団体との	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域銀行と対話を行ったところ、リスクテイク領域に限られる地域銀行に、RAF の必要性は乏しいとの意見があっ

意見交換会において金融庁が提起した主な論点」(全国地方銀行協会・第二地方銀行協会)		<p>た旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 重要なことは、RAF を形式的に導入することではなく、経営陣が、どの分野でどの程度のリスクをとっていくか議論を行って「見える化」を図り、経営戦略や経営管理に活かしていくことであるとし、引き続き対話を行っていく旨
2018年9月26日「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成29事務年度の実績として、「3メガバンクグループ」について、 <ul style="list-style-type: none"> ● RAF を活用したガバナンスの構築に取り組んでいるものの、経営戦略と統合的なリスクアペタイト指標の設定や、リスク・リターンの議論を活性化させていく点に課題を抱えており、高度化の余地がある旨 ● 経営レベルでのRAF の議論を促すため、ストレステスト結果をRAF に活用する取組みが進められているものの、リスクの変化に応じた実効性ある議論を促すためのリスクアペタイト指標の設定等に課題を抱えており、高度化の余地がある旨 ✓ 平成30事務年度の方針として、「大手銀行グループ」^(注2)との間で、RAF の活用を通じたリスク・リターンを意識したガバナンスの高度化が進展しているかに着眼し、対話する旨 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域金融機関が、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献していくためには、経営陣による適切な経営戦略の策定・実行と取締役会等によるガバナンスの発揮が重要である旨 ✓ このためには、経営陣が、経営理念の実現に向け、的確な現状分析に基づく実現可能性のある経営戦略・計画を策定し、これを着実に実行するための態勢を構築する必要がある(例えば、RAF 等も活用) 旨
2019年3月29日「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関がそれぞれのビジネスモデルに基づき、どのように全体としての健全性を確保しようとしているかについて、当局と金融機関が対話するにあたり、RAF の考え方を活用することの検討を進める旨 	
2019年6月28日「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「Ⅱ-2-3 持続可能な収益性と将来にわたる健全性」を新設 ✓ たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある旨 ✓ 整備すべき、「継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢」の一例として、RAF を列挙 ✓ 具体的には、「主な着眼点」として、「経営戦略・計画の策定・実行に当たって、銀行の実情に応じ、例えば、収益性や健全性等に係る定量的指標、管理会計その他の財務・経営分析、RAF 等の経営管理の枠組み等を活用しながら、経営戦略・計画の妥当性の検証や見直し等を行っているか。」という

形で言及

(注1) Global Systemically Important Banks。グローバルなシステム上重要な銀行。

(注2) みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行をいう。

(出所) 金融庁資料を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表1のいずれの言及にあっても、金融庁がRAFの導入を義務付けているという事実はない。そのことを踏まえてもなお、本年6月の、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正において、「監督指針」上に初めてRAFが明記されたという事実は重い。

3. 本邦金融機関等の導入状況

それでは、本邦において、どのくらいの金融機関等がRAFを導入しているだろうか。

本稿では、2019年3月末を基準日としたディスクロージャー誌の記述のみを参考に、独自に調査をした。調査対象は253社⁹であるが、うち、ディスクロージャー誌を確認できたのは242社¹⁰であった。

この242社のディスクロージャー誌の記述のみを参考に、RAF導入状況を業態別に調査した(図表2)。

図表2 RAF導入状況

		○	□	△	×	計
銀行持株会社		8	1	2	12	23
銀行	都市銀行	4	0	0	0	4
	信託銀行	5	0	0	7	12
	その他銀行	5	0	0	10	15
	地方銀行	7	0	5	52	64
	第二地方銀行	2	0	1	36	39
系統金融機関		1	0	0	0	1
信用金庫連合会		1	0	0	0	1
指定親会社		2	0	0	0	2
保険持株会社		1	8	1	1	11
生命保険会社		9	15	0	16	40
損害保険会社		6	11	0	13	30
計		50	35	10	147	242

単位：社

(※) “○” RAF導入済み; “□” RAFと類似の考え方を導入している; “△” RAFの導入を検討している;

“×” 未導入(ディスクロージャー誌未記載)

(注) 銀行、生命保険会社、損害保険会社について、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と統一のディ

⁹ 「253社」の内訳は、銀行持株会社25社、銀行137社(都市銀行4社、信託銀行14社、その他銀行16社、地方銀行64社、第二地方銀行39社)、系統金融機関1社(農林中央金庫。以下同様)、信用金庫連合会(信金中央金庫。以下同様)、指定親会社2社(大和証券グループ本社及び野村ホールディングス。以下同様)、保険持株会社14社、生命保険会社41社、損害保険会社32社であった。なお、保険持株会社14社のうち2社は銀行持株会社でもあるが、業態別にRAF導入状況を調査するという目的から、二重にカウントしている。

¹⁰ ディスクロージャー誌を確認できなかった11社の内訳は、銀行持株会社2社、銀行3社(信託銀行2社、その他銀行1社)、保険持株会社3社、生命保険会社1社、損害保険会社2社であった。

スクロージャー誌の場合は、親会社である銀行持株会社又はと同一の区分に分類している。
 (出所) 各社ディスクロージャー誌を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 の RAF 導入状況を、242 社全体の割合及び業態別の割合という形式に変換すると、次のような結果が得られた (図表 3)。

図表 3 RAF 導入状況の割合

		○	□	△
全体	○	20.66%		
	○+□		35.12%	
	○+□+△			39.26%
銀行持株会社	○	34.78%		
	○+□		39.13%	
	○+□+△			47.83%
都市銀行・信託銀行・その他銀行	○	45.16%		
	○+□		45.16%	
	○+□+△			45.16%
地方銀行・第二地方銀行	○	8.74%		
	○+□		8.74%	
	○+□+△			14.56%
保険持株会社	○	9.09%		
	○+□		81.82%	
	○+□+△			90.91%
生命保険会社・損害保険会社	○	21.43%		
	○+□		58.57%	
	○+□+△			58.57%

(※) “○” RAF 導入済み; “□” RAF と類似の考え方を導入している; “△” RAF の導入を検討している

(注) 銀行、生命保険会社、損害保険会社について、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と統一のディスクロージャー誌の場合は、親会社である銀行持株会社又はと同一の区分に分類している。

(出所) 各社ディスクロージャー誌を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2・3 の「(※)」にある、「□” RAF と類似の考え方を導入している」については、基本的には、「全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする (中略) 統合的リスク管理 (Enterprise Risk Management; ERM)」¹¹ (以下、“ERM” という。) の導入先を想定している。もっとも、仮に ERM を導入済みであっても、ディスクロージャー誌におけるその説明から、「リスク選好」、「収益 (リターン) の最大化」、「資本効率の向上」といった、RAF 特有の「リスクテイクの姿勢」がうかがえない場合は、図表 2 で“×”未導入 (ディスクロージャー誌未記載)」に分類している。

同じく、「○” RAF 導入済み」については、基本的には、「リスクアペタイト」、「RAF」といった用語が明記されている先に限定している。もっとも、これらの用語を明示的に用いていない ERM 導入先であっても、上記「リスクテイクの姿勢」に加えて、「文書化」という RAF の基本原則を踏襲している場合は、図表 2・3 で“○” RAF 導入済み」に分類している。

なお、同じく“△” RAF の導入を検討している」先については、計 10 社 (図表 2 参照) ある

¹¹ 金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」II-3-1 より引用。

が、そのうち6社が、RAFの導入を「中期経営計画」の一項目としている。

4. ROE との関係

各社のディスクロージャー誌の記載から抽出されたことの一つは、RAF導入の趣旨が「資本効率の向上」にあるということである。

そのため、RAF導入の効果を図るという観点から、RAF導入状況におけるROE(Return On Equity)を比較することに意義があると考ええる。

ディスクロージャー誌を確認できた242社(前掲図表2参照)のうち、比較可能性のあるROEを抽出できたのは、178社¹²であった。

図表4では、178社全体の数値以外には、ROEを抽出できた割合が90%を超える銀行持株会社、同じく100%の「都市銀行・信託銀行・その他銀行」及び「地方銀行・第二地方銀行」の数値を紹介することとする。同割合が80%強あるものの「×」未導入(ディスクロージャー誌未記載)に分類された1社のROEが抽出できなかった「保険持株会社」、同割合が13%弱であった「生命保険会社・損害保険会社」については、比較可能性の見地から、その数値の紹介を割愛している。

図表4 RAF導入状況におけるROE(平均)比較

		○	□	△	×
全体 (平均3.69%)	○	4.53%			3.05%
	○+□		5.32%		
	○+□+△			5.06%	
銀行持株会社 (平均3.91%)	○	5.20%			2.31%
	○+□		6.03%		
	○+□+△			5.51%	
都市銀行・信託 銀行・その他銀 行(平均3.38%)	○	4.44%			2.51%
	○+□		4.44%		
	○+□+△			4.44%	
地方銀行・第二 地方銀行 (平均3.16%)	○	3.95%			2.99%
	○+□		3.95%		
	○+□+△			4.15%	

(※) “○” RAF導入済み; “□” RAFと類似の考え方を導入している; “△” RAFの導入を検討している;
“×”未導入(ディスクロージャー誌未記載)

(注1) 銀行、生命保険会社、損害保険会社について、親会社である銀行持株会社又は保険持株会社と統一のディスクロージャー誌の場合は、親会社である銀行持株会社又は同一の区分に分類している。

(注2) “ROE”は、当期純利益ベースの数値を採用している。具体的には、銀行についてはディスクロージャー誌における単体の法定開示(「資本当期純利益率」)の数値を、系統金融機関及び信用金庫連合会についてはディスクロージャー誌における単体の任意開示(それぞれ、「純資産当年度純利益率」、「資本当期純利益率」)の数値を、銀行持株会社・指定親会社・保険持株会社・生命保険会社・損害保険会社については、有価証券報告書における単体の法定開示(「自己資本利益率」)の数値を採用している。

(出所) 各社公表資料(ディスクロージャー誌又は有価証券報告書)を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹² ROEを抽出できなかった64社の内訳は、銀行持株会社1社、保険持株会社2社、生命保険会社38社、損害保険会社23社であった。

「○」RAF 導入済み、「□」RAF と類似の考え方を導入している、及び「△」RAF の導入を検討している」に分類される先を全体で見ると、「×」未導入（ディスクロージャー誌未記載）に分類される先と比較して、ROE（平均）が高いという結果が得られた。ただし、図表 4 の「○」、「○+□」及び「○+□+△」の ROE（平均）を比較してみると、必ずしも「○」が最も高いという結果が得られたわけではなく、RAF の高度化の余地があることがうかがえる。

5. おわりに

2008 年の金融危機から 10 年以上が経過し、一連の金融規制導入によるリスクの「抑制」の段階から、資本効率の向上や収益（リターン）の最大化を企図したリスク「テイク」に主眼を移すべき時期に差し掛かっている。

2019 年 6 月、金融庁が初めて「監督指針」上に RAF を明記したという事実（p. 1 及び前掲図表 1 参照）は、そのことを端的に物語っているといえる。

ROE（平均）が「3.16%」と最も低い「地方銀行・第二地方銀行」（前掲図表 4 参照）¹³は、「○」RAF 導入済み」に分類される先が占める割合も 10%未満（「8.74%」。前掲図表 3 参照）と最も低いことから、当局によるモニタリングに際して、RAF の導入を奨励され続けるであろうことは想像に難くない。

このことは、RAF が初めて明記された「監督指針」が「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」であり、ここでいう「中小・地域金融機関」が「地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合」¹⁴を指すことから明らかである。

以上

¹³ ちなみに、母数が限られてはいるものの、保険持株会社の ROE（平均）は 6.95%、生命保険会社・損害保険会社の ROE（平均）は 7.66%であった。

¹⁴ 金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」I-3-1 より引用。